

技術上の基準	計画の内容
① 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該廃棄物の性状の分析または計量を行うこと	・定期的に廃棄物の性状の分析及び計量を実施する。
② 施設への廃棄物の投入は当該施設の処理能力を超えないこと	・廃油等の焼却炉投入量を計測すると共に、廃棄物投入フィーダの供給量を焼却温度に応じて遠隔にて処理量をコントロールする。
③ 廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収、その他の生活環境の保全上必要な処置を講ずること	・左記状況においては、直ちに施設の運転を停止し、速やかに処置を講ずる。
④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと	・毎日定期パトロールを実施し、施設・機器の点検を行うと共に、年1回施設を停止し定期修理を行い、機能の維持を図る。
⑤ 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な処置を講ずること	・各廃棄物の性状に応じた保管施設（ホッパー、タンク、建屋内置き場等）を設け、飛散、流出、悪臭を防止する。
⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること	・定期的に清掃を行い、環境美化に努める。
⑦ 著しい騒音及び振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないように必要な処置を講ずること	・騒音発生施設は防音対策（サイレンサー、吸音材取付等）を施し、騒音防止を図る。 押込送風機 15kW 1台 85dB(A) (機側1m) 誘引通風機 90kW 1台 85dB(A) (同上) 雑用空気圧縮機 22kW 2台 75dB(A) (同上) 尚、敷地境界での合成騒音計算値は 33dB(A)
⑧ 施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと	・排水は既設焼却炉工程排水処理施設にて処理を行う。 ・工業所総合排水処理施設出口排水の水質検査を日1回実施する。
⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の処置の記録を作成し、3年間保存すること	・施設維持管理に関する点検、検査処置の記録を作成し、3年間保管する。
⑩ ピット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること	・ピット・クレーン方式は用いずベルトコンベアによる連続投入方式を採用し、投入カロリーの均一化を図る。

維持管理基準	計画の内容
⑪ 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと	・廃棄物の投入口は廃棄物供給ホッパー及び油圧プッシャー式供給フィーダを用い外気と遮断された状態で、供給フィーダにて連続的に廃棄物の投入を行う。
⑫ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を 800°C以上に保つこと	・再燃室出口にて 850°C以上で焼却する ・再燃室で 3.4 秒の滞留時間を確保する。 ・尚、810°C以下に下がる場合、自動で再燃バーナを点火し、すみやかに昇温を図る。
⑬ 焼却灰の熱しやく減量が 10%以下になるように焼却すること	・燃焼効率の高いキルン・ストーカー方式を採用し 10%以下とする。 ・尚、廃棄物の性状により 10%以上となる場合は焼却量を減らして 10%以下とする。
⑭ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること	・年間連続運転となるので、起動・停止の頻度は少ないが、起動の際は、助燃バーナを作動させ炉温を速やかに上昇させる。
⑮ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと	・停止時も助燃バーナを作動させ炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。
⑯ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	・燃焼ガス温度を連続的に測定・記録する。
⑰ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200°C以下に冷却すること	・排ガス冷却塔にて燃焼ガス温度を 170°Cに急冷却し集じん器（バグフィルター）へ流入する。 ・尚、再燃室燃焼ガス温度上昇に伴い 190°C以上に上がる場合は冷却水量の増量化を図るとともに、焼却量を減少させて燃焼ガス温度の低下を図る。
⑱ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	・集じん器入口ガス温度を連続的に測定・記録する。
⑲ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること	・発生したばいじんは連続的に排出するが、たい積したばいじんは定期修理時に掃除する。
⑳ 排ガス中の一酸化炭素の濃度が、100 ppm以下となるように廃棄物を焼却すること	・再燃室での完全燃焼を図り、一酸化炭素濃度を 50 ppm以下とする。 ・尚、廃棄物の性状により 80 ppm以上になる場合は空気量の増加、焼却量の減少により改善を図る。
㉑ 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	・一酸化炭素濃度計及び酸素濃度計を設置し、連続的に測定・記録する。 ・また塩化水素計も設置し、連続的に測定・記録する。

維持管理基準	計画の内容								
②② 排ガス中のダイオキシン類の濃度が下表の濃度以下となるように廃棄物を焼却すること  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>処理能力</th> <th>ダイオキシン濃度</th> </tr> <tr> <td>4t/hr 以上</td> <td>0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>2~4t/hr</td> <td>1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>2t/hr 未満</td> <td>5ng-TEQ/Nm<sup>3</sup></td> </tr> </table>	処理能力	ダイオキシン濃度	4t/hr 以上	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	2~4t/hr	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	2t/hr 未満	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低温バグフィルターの採用、活性炭の注入他のダイオキシン抑制対策を施し、ダイオキシン濃度を0.5ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下とする。</li> <li>・ダイオキシン濃度が上昇するこがないよう、燃焼ガス温度（再燃室出口及び排ガス冷却塔出口）、CO濃度及び活性炭注入量等が正常値であることを日々確認するとともに、ばいじん濃度も2ヶ月毎に実測して確認する。</li> </ul>
処理能力	ダイオキシン濃度								
4t/hr 以上	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>								
2~4t/hr	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>								
2t/hr 未満	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>								
②③ 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類濃度を年1回測定・記録する。</li> </ul>								
②④ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス処理施設としてバグフィルタ及び排ガス吸收塔を設け、排ガス排出基準（大気汚染防止法）を十分に下回る排出濃度とする。            硫黄酸化物 0.05m<sup>3</sup>/h (2.4)            窒素酸化物 150 ppm (250)            ばいじん 100 mg/m<sup>3</sup> (150)            塩化水素 12 mg/m<sup>3</sup> (700)         </li> </ul> <p style="text-align: center;">注：（ ）内は排出基準値</p>								
②⑤ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス吸收塔では苛性ソーダ溶液でのガス洗浄を行うが、デミスターを設置し液及びミストの飛散を防止する。</li> <li>・液の流出は毎日のパトロールで点検する。</li> </ul>								
②⑥ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじん、焼却灰は分離し排出する。</li> <li>・ばいじんはダストバンクに貯蔵後、加湿処理してダストコンテナに保管する。</li> <li>・焼却灰は水封式クリンカコンペアに落とし込んで加湿した後、クリンカコンテナに保管する。</li> <li>・ばいじん、焼却灰とも概ね週1回自社大塩処分地へ搬出する。</li> </ul>								
②⑦ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器及び消火栓を装備する。</li> <li>・焼却炉は密閉構造でかつ負圧として、火気飛散の防止を図る。</li> </ul>								
②⑧ 廃油の焼却施設においては廃油の漏出防止堤及び不浸透性床面を点検すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油タンク防液堤内は不浸透性床面とし、定期点検により漏出防止に努める。</li> </ul>								

以上